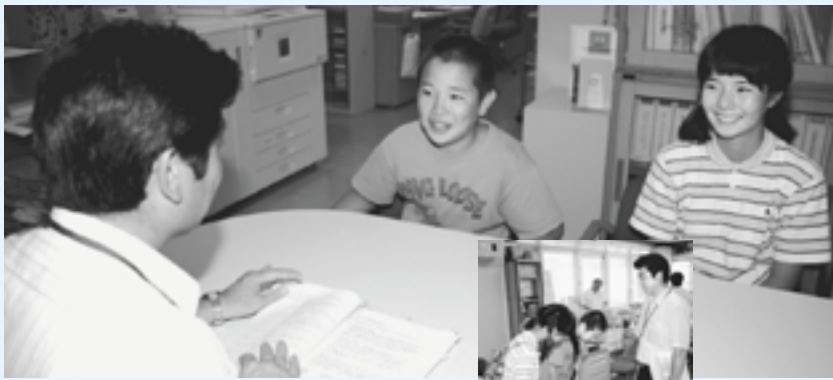




中田防災調整監(右から3番目)と堀課長(右から4番目)を中心とした危機管理課のスタッフ



▲2人の質問に答える危機管理課 村上スタッフ



## 鳥取市の防災体制は？

2人が訪れたのは、市役所本庁舎4階にある危機管理課。ここでは、市民の安全確保や防災対策などの業務を行っています。説明をしてくれるのは、危機管理課の村上<sup>むらかみ</sup>義弘<sup>よしひろ</sup>スタッフです。

2人は、村上スタッフにあいさつをし、山根大生さんが早速質問。

「災害が起こったら市役所ではどんなことをするのですか？」

「市役所や消防団などの防災関係機関、市民、事業所の役割分担などについては、現在策定中の『鳥取市地域防災計画』に基づいて行われるんだよ」

### ■鳥取市地域防災計画

現在、各地域の土砂災害危険個所の調査や避難所の点検が終わり、県、消防局、消防団、警察などの各機関との連携体制や被災した地域への支援体制づくりなどについて協議しています。平成18年3月頃に策定完了予定で、それまでの間は、「鳥取市災害応急

対策計画」に基づいて対応します。

「鳥取市では、災害が発生したり、発生しそうな場合には、市全体で防災機能をより効率よく発揮するために、『鳥取市災害対策本部』を市役所本庁舎に設け、災害配備体制をとります。

本部は、市長を本部長に、統括部、情報部、消防部、医療部、水道部など13の部と各総合支所からなる対策部があり、それぞれの部に市の職員が配置され、本部の指示により、広報車で市民に情報を提供したり、救援物資を運ぶなど、災害から市民を守る救援活動を行います」

と村上スタッフ。(図1)

### ■鳥取市災害対策本部

対策本部では、県、消防局、消防団、警察など関係機関と連携し、被災個所、被害者数、被害状況などの防災に関する情報を一元管理するなどし、被害を最小限にとどめるための防災対策会議が開かれ、各部に指示が出されます。

## 鳥取市災害対策本部組織図

(図1) 本部会議



▲防災訓練での災害対策本部のようす

本部員 (副市長、収入役、防災調整監、人権政策監、保健調整監、各部長、人権政策監、教育長、議会事務局長、消防団長、病院・水道事業管理者、各総合支所長)

